

三重県時短要請等協力金（第5期）早期支給に関するQ&A

Q1 第5期で早期支給をすることになったのはなぜか？

A1 「早期支給」は、これまでは緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が適用され、酒類の提供に制限を求める内容の時短要請を行った場合に利用可能なものとして国が設けた制度ですが、令和3年9月28日付けの内閣府及び内閣官房事務連絡により、緊急事態措置が解除された都道府県については、県独自の時短においても利用可能となるよう改められました。三重県は、9月30日で緊急事態措置が解除され、令和3年10月1日～14日の「三重県リバウンド阻止重点期間」に基づく飲食店時短要請（第5期）を行うこととなったため、これに対して早期支給を実施することとなりました。

Q2 早期支給の要件に、第1期から第3期の協力金の受給実績があることが求められているが、今回初めて協力金を申請する場合対象とならないのか。

A2 早期支給の対象となるには、令和3年4月26日～6月30日にかけて実施した第1期～第3期の協力金の受給実績があることが要件となりますので、第4期から初めて申請していただく方は早期支給を申請することはできません。

Q3 第1期～第3期の協力金に申し込んだが、第1期が不支給となった。この場合、早期支給はできるのか？

A3 第1期～第3期のうち、一つでも不支給となったものがある場合は、早期支給の対象外です。なお、審査中のものがある場合は、早期支給の対象となります。ただし、早期支給の申請をしていることを理由に、審査を優先して行うことはありませんので、ご承知おきください。

Q4 第1期～第3期には申し込んでおらず、第4期の協力金について申請し、審査中であるが、早期支給の対象となるか？

A4 第1期～第3期のいずれかで受給実績がない場合は、早期支給の対象とはなりません。

Q5 早期支給される金額と、その計算根拠を教えてください。

A5 早期支給については、国からの通知により、期間については要請期間の前半分を上限とし、1日当たりの単価については都道府県における売上高方式の下限額を上限とする旨が定められていますので、それに沿って算定しています。

具体的には、「三重県リバウンド阻止重点期間」の14日間の前半分に当たる7日間を早期支給の対象期間とし、売上高方式の下限額である日額2万

5千円を単価として、

$$2万5千円 \times 7日分 = \underline{17万5千円}$$

を、一律に早期支給します。

なお、早期支給した金額を除く残額については、要請期間終了後の本申請後に支給します。

Q 6 早期支給は必ずしなければならないのか？

A 6 早期支給を申し込まず、要請期間終了後に、全額を一括で申請し受け取っていただくこともできます。本申請の申請方法等は、要請期間終了後に改めてご案内します。

なお、早期支給をしていただく場合としていただかない場合で、支払われる協力金の金額に違いはありません。

Q 7 本申請の手続きはどうすればよいか？また、早期支給の申請を行った後、本申請を行わない場合はどうなるのか。

A 7 本申請の手続きについては、要請期間終了後速やかに公表させていただきます。

なお、期限までに本申請をしていただかない場合、協力金の申請を辞退したものとみなされ、残額が支給されないだけでなく、早期支給でお支払いした分を含めて全額を返還していただくこととなりますので、早期支給を申請した場合は、必ず本申請をしていただきますようお願いいたします。

Q 8 早期支給に申し込んだ場合、振り込まれるのはいつ頃か？

A 8 申請書受付後、不備がなければ2週間以内を目途にお支払いする予定です。

Q 9 第1期～第4期の協力金で未払いの分がある。この場合、早期支給分の支払いも遅れるのか？

A 9 第1期～第4期の協力金で未払いがある場合でも、早期支給に関する手続きは別に行いますので、未払いがあることを理由に早期支給の支払いが遅れることはありません。そのため、第1期～第4期と早期支給分で、支払いの順番が逆転することがあります。

Q 10 前回の時短要請期間の後に新規開業した店舗があるため、今回から新しく店舗が増えたが、この店舗については早期支給の対象となるか？

A 10 支給要件を満たしていれば、新規開業した店舗についても早期支給の対象となります。この場合、その旨を申告する書類（別紙2）とともに、新規開業したことが分る資料（開店を告知するチラシ、ホームページの写し、

店舗の外観写真など)を添付していただく必要があります。

Q 1 1 前回の時短要請期間の後に閉店した店舗があり、店舗数が減った場合や、店舗を移転した場合などはどうすればよいか？

A 1 1 店舗の閉店や移転があった場合は、その旨を申告する書類(別紙2)を添付してください。

Q 1 2 早期支給を受けた後、本申請を売上高減少額方式で行うことはできるか？

A 1 2 本申請を売上高減少額方式で申請をされる予定の方は、早期支給の対象外ですので、早期支給を受けられた方が本申請時に売上高減少方式に変更することはできません。

Q 1 3 早期支給の対象外となったら、本申請も行うことはできないのか？

A 1 3 早期支給の対象外となる場合であっても、本申請を行うことは可能です。この場合、協力金の支給要件を満たしていれば、協力金の支給を受けることができます。本申請の申請方法等は、要請期間終了後に改めてご案内します。

なお、早期支給を希望していただく場合としていただかない場合で、支払われる協力金の金額に違いはありません。

Q 1 4 受付期間に間に合わなかったが、早期支給は受けられるのか。

A 1 4 受付期間中に申請できなかった場合、早期支給の対象となりません。本申請を行うことは可能なので本申請を行ってください。(支給総額に違いはありません。)